同居家族がいる場合の生活援助算定に関する確認シート

　　年　　月　　　日

居宅介護支援事業所名

介護支援専門員名

連絡先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用者氏名 |  | 生年月日 | 　　　　　　　　 |
| 被保険者番号 |  | 要介護度区分 |  |
| 認定の有効期間 |  | サービス開始日 |  |
| 本人の状況・病名・身体状況 | 病名： |
| 家屋の形態 | □一戸建て　□二世帯住宅　□集合住宅　□その他（　　　　　　　　　　） |
| 同居家族の続柄及び状況 | □夫　□妻　□子□子の配偶者　□孫　□その他（　　　　） | 同居家族の状況□障害　□疾病　□要介護者　□日中独居□その他（　　　　　　　）詳細を記載 |
| 同居家族ができる介護の内容 | □買い物　□掃除　□調理等　□洗濯　□病院の付き添い　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 生活援助の具体的内容□掃除　□洗濯□ベットメイク□衣類の整理□調理・配下膳□買い物・薬受け取り□その他（　　　）　　　 | サービス提供の必要ありとしたケアマネジャーの判断をご記入ください。 |

添付書類：アセスメントシート・ケアプラン（写）

提出時期：新規利用時、継続利用時（認定更新・区分変更認定時）、記載内容変更時（居宅介護支援事業所変更時等）

同居家族がいる生活援助の算定

介護報酬の解釈

訪問介護（生活援助中心）について

単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、家族等の障害、疾病などの理由により、利用者又は家族等が家事を行うことが困難である者に対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われる）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

「生活援助中心型」の単位を算定することが出来る場合として、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。

〇家族等が障害や疾病でなくても、その他の事情により家事を行うことが困難な場合

　・家族が高齢で筋力が低下していて、行うのが難しい家事がある場合

　・家族が介護疲れで共倒れなど深刻な問題が起きてしまう恐れがある場合

　・家族が仕事で不在の際に行わなくては日常生活に支障がある場合

※家族に対して「遠慮があり頼みにくい」「家族に負担をかけたくない」「今まで家事をおこなったことがない」等という理由だけでは訪問介護の生活援助は算定できない。

〇「同様のやむを得ない事情」で生活援助を計画に位置付ける場合

　・家族状況のアセスメントが必要。

　・日中独居だけでは『やむを得ない事情』とはならない。日中独居の時間帯に生活援助を

行わないと、どんな日常生活に支障がでるのかを検討する必要がある。

・利用者が日常生活を営むために必要な内容は何か、その中で家族が在宅中に行える内容

と行えない内容を検討し、行えない内容が訪問介護で対応できる内容か（見守り等介護

保険サービスとして算定できない等）検討し、対応できる内容の場合、家族が不在の時

間帯に行わないと日常生活において問題を生じる可能性があるのか等検討が必要。

　・他の代替え手段がないか検討する。（例：配食サービス利用等）

※家族の状況や検討内容などはフェイスシートに記載をお願いします。